



○【ご挨拶】

あけましておめでとうございます。新たな1年が始まります。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。今回は妊産婦に関する
規定をお伝えします。妊産婦とは妊娠中の女性及び出産後1年を経過しない女性です。



【1】産前休業

使用者は、出産予定の女性が希望した場合は、産前6週間（双子以上を妊娠の場合は、14週間）の休業を与える必要があります。

【2】産後休業

産後休業：産後8週間は、女性を就業させることができません。ただし、本人から早めに
仕事復帰したいという申し出があり、医師が支障がないと認めた業務については、産後6週
間経過後に、仕事復帰が可能です（産後6週間は、必ず休業です）。体の回復期間等も勘案
して、6週間は大事にしてくださいね、ということです。

【3】軽い業務への転換

妊産婦の方から希望があれば、他の軽易な業務に仕事内容を変更しなければなりません。
妊産婦さんには、「お仕事に心身に負担はありませんか。仕事内容の変更の希望はあります
か」と聞いていただくとよいです。

【4】時間外労働、休日労働、深夜業、変形労働時間制の制限

妊産婦の方から希望があれば、時間外労働、休日労働、深夜業、変形労働時間制の勤務を
させることができません。ただし、変形労働時間制のうち、フレックスタイム制は適用可能
です。フレックスタイム制は、始業・終業時刻を自分で決められるので、体調の変化が起き
やすい妊産婦さんにとっては体に優しい制度です。

**妊娠・出産・育児に関する法律を網羅したものを「裏面」に記載しました。
ぜひ、ご活用ください。また、不明点はいつでもお問合せください。**



ことばの花束

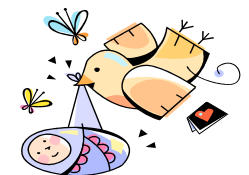
「生まれつき」などない、経験次第で人はどのようにでもなる

書籍「武器になる哲学」 著者 山口周氏

書籍「武器になる哲学」は、長い年月を超えて生きてきた哲学者達の理論を非常に分かり
やすい言葉で表現しています。上記の言葉は、ジョンロックのページで書かれていました。
著者による前書きに「知的影響から自由なつもりの実務屋は、たいがいどこかの破綻した経済
学者の奴隷です」というケインズの著書からの引用があり、個人の体験を通じて得た狭い知識
に基づいて世界像を描くなどという辛辣な指摘をしており、どきっとさせられます。

＜女性保護の規定・給付など＞

H31.1.1現在 社会保険労務士 松本陽子

	妊 娠 中	産 後 1 年 ま で	子 が 1 歳 以 上
母体・育児時間などへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●産前休業を請求したら、就業禁止。 いつから？・・・出産予定日の6週間前よりストップ(双子以上は14週前から) ●軽易な業務への変更は、本人の希望があれば行う。 ●危険有害業務の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ●産後6週目までは、就業ストップ。 6週～8週目までは、本人の希望があり、医師が支障がないと認めた業務に就くことは差し支えない ●育児時間の付与 1歳未満の子を育てる女性 原則・1日2回各々少なくとも30分 例外・1日の労働時間が4時間未満ならば1回30分で可 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●希望があれば就業禁止となるもの [・変形労働時間のうち1日8時間、1週40時間を超える労働(フレックスは除く) ・時間外・休日労働・深夜勤務] ●産前産後+その後の30日は原則解雇禁止 ●結婚・妊娠・出産を退職理由として予定する決まりを作ることは禁止 ●結婚を理由とした解雇は禁止 ●妊娠・出産・産前産後休業・育児休業を取ったことなどを理由に解雇したり不利益に取り扱うことは禁止 ●妊産婦の女性労働者に対する解雇は無効(妊娠出産以外の解雇理由を会社が証明できれば別) ●妊産婦の保健指導・健康診査に必要な時間の確保 [妊娠23週まで4週1回、24～35週まで2週間に1回、36週～出産まで1週間に1回] ●医師の指導を守るための事業主が講じるもの[・時差通勤・勤務時間の短縮・休憩時間の延長・休憩回数の増加・作業の軽減] 	<ul style="list-style-type: none"> ●1歳まで希望により育児休業(事情があれば2年まで可) ●3歳未満の子がいる場合の勤務時間の短縮等の措置(3歳～小学校へ入る前までは措置の努力) ●小学校入学前の子の看護休業(年5日。子が2人なら年10日。無給でもよい) ●「小学校入学前の子」がいる場合、希望により時間外労働を制限(時間外労働 1ヶ月24時間、1年150時間まで)、深夜業の制限(午後10時～午前5時) ●「小学校入学前の子」がいる場合、就業場所の変更に配慮 	
給付・保険料免除等	<ul style="list-style-type: none"> ●出産手当金(産前産後休業中に給料67%割支給) ●子供が3歳になるまでの「産前休業～育児休業中」は、健康保険、厚生年金の保険料が会社・本人とも免除 		
	<ul style="list-style-type: none"> ●出産育児一時金 ●保険がきく分娩等は、高額療養費制度が適用可 ●児童手当 ●育児休業給付(産後8週経過～6か月までは、給料の67%支給、その後、子が1歳までは給料の50%支給) ●職場復帰後、給料が下がったら、下がった給料にあわせて保険料改定が可能 ●子が3歳になるまでに、従前より給料が下がった場合は、年金額をもらうときに、下がる前の給料をもとに計算(事前の申し出が必要) ●失業給付 受給の延期OK 		